

新潟市建設工事等に係る競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 この心得は、市の発注する建設工事の請負及び建設工事に伴う設計、調査、測量等の業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者が熟知すべき事項について、法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(入札等の通知)

第2条 一般競争入札の場合においては、入札の日時、場所、その他必要な事項を公告により定め、その写し（当該記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を財務部契約課若又は区役所地域総務課（東区役所、中央区役所及び西区役所にあつては総務課）及びインターネット上で閲覧に供するものとする。

2 一般競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについては、前項に掲げる写しのほか、入札説明書も併せて閲覧に供するものとする。

3 指名競争入札の場合においては、入札の日時、場所その他必要な事項を記載した通知書（当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「指名通知書」という。）を当該入札に参加させようとする者に通知するものとする。

(参加資格等の取り消し)

第3条 一般競争入札に参加しようとする者又は指名競争入札において指名を受けた者（以下「入札参加者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該参加資格又は指名は取り消すものとする。ただし、本市において特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者となったとき。

(2) 入札参加資格者が死亡（法人にはあつては消滅又は解散）したとき

(3) 営業停止命令を受けたとき

(4) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく入札参加停止の措置を受けたとき。

(5) 新潟市の締結する契約からの新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）に基づく入札参加除外の措置を受けたとき

2 建設工事の請負にあつては、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加資格又は指名は取り消すものとする。

(1) 入札に参加しようとする日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法（昭和24年法律第100号。）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査を受けていないもの

(2) 入札参加資格に係る建設工事の種類建設業許可を有しなくなったとき

3 入札参加者又はその者の代理人，支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者が，次の各号のいずれかに該当する者になった場合についても，また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり，故意に工事若しくは製造を粗雑にし，又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札又はせり売りにおいて，その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し，若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人，支配人その他の使用人として使用した者

（入札保証金の納付等）

第4条 入札参加者は，新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）で定めるところにより，入札保証金の納付又はこれに代わる担保の提供をしなければならない。ただし，入札保証金の全部又は一部免除される者については，この限りでない。

（入札の延期等）

第5条 妨害，不正行為又は入札参加者の連合その他入札を公正に執行することができない事由が生じ，又は生じるおそれがあると認められるときは，入札期日を延期し，又は入札を取りやめることがある。

（入札参加申請及び入札参加資格審査書類等）

第6条 一般競争入札に参加しようとする者は，入札公告等に定める方法により，期間内に入札参加申請書を提出し，開札日までに次に掲げる入札参加資格審査書類を作成しなければならない。

(1) 入札参加資格審査書類の提出について

(2) 施工（履行）実績調書

(3) 配置技術者調書

(4) 経営事項審査結果通知書の写し（建設工事の請負に限る。）

(5) 暴力団等の排除に関する誓約書

(6) 特定共同企業体協定書（入札参加者が特定共同企業体の場合）

(7) その他別に指定する書類

2 指名競争入札において落札決定を受けた者は，次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 経営事項審査結果通知書の写し（建設工事の請負に限る。）

(2) 暴力団等の排除に関する誓約書

(3) その他に指定する書類

(質疑書の提出)

第7条 質疑事項がある場合は、入札公告、指名通知書又は入札説明書に定める期間内に、
質疑書を提出しなければならない。

(入札)

第8条 入札参加者は、入札公告、指名通知書又は入札説明書に定める方法により、期間内
に入札書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人に入札させるときは、その委任状（別記様式第2号）を提出しな
ければならない。（電子入札システムによる場合は除く。）

(入札書に記載する金額)

第9条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当す
る額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金
額）をもって落札価格とするので、入札者は、別に指示等がある場合を除き、消費税及
び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望
金額の税抜き金額を入札書に記載しなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

第10条 入札者は、一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札の辞退等)

第11条 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
なお、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

2 入札者は、当該入札を辞退するときは、入札辞退届（別記様式第3号）を提出しなけ
ればならない。

(公正な入札の確保)

第12条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法
律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思若しくは入札価格、又は
入札書、工事費内訳書、若しくはその他提出する書類（以下「入札書等」という。）の
作成について、いかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければなら
ない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格又は入
札書等を意図的に開示してはならない。

4 電子入札システムによる入札参加者は、電子証明書（ICカード）を不正に使用してはな
らない。

(入札者が1人の場合の取扱)

第13条 入札時において、入札に参加する者の数が2者に満たないときは、入札を中止す

ることがある。

(入札の取りやめ等)

第14条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者が入札したとき
- (2) 入札書が所定の日時までには到着しないとき
- (3) 同一事項について2通以上の入札書を提出したとき
- (4) 入札者が協定して入札したと認められるとき
- (5) 入札に際し不正の行為があったとき
- (6) 入札に添付書類の提出が求められている場合にあつては、添付書類を提出しないとき、又は不備があったとき
- (7) 委任状を提出しない代理人が入札したとき（電子入札に参加する場合は除く。）
- (8) 入札書に記名押印を欠くとき（電子入札に参加する場合における押印は除く。）
- (9) 入札書に誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- (10) その他規則及び関係規程に規定する事項に違反して入札をしたとき

2 電子入札においては、次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- (1) ICカードの失効等により開札できなかったとき
- (2) 認証局が発行したICカードに不正な手段により改ざんされた事項を含むとき
- (3) ICカードを不正に取得した者が入札をしたとき

(落札者の決定)

第16条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で有効な入札のうち最低の価格を入札したものの（最低制限価格を設けた場合においては、最低制限価格以上の有効な入札のうち最低の価格を入札したもの）とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と当該契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適合であるときは、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項の規定によるもののほか、当該契約がその性質又は目的から前項の規定により難しいときは、予定価格の制限の範囲内で有効な入札のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

3 入札参加資格の有無の確認を入札後に行う一般競争においては、予定価格の制限の範囲内で有効な入札のうち最低の価格を入札したものを落札候補者とし、当該落札候補者に対する入札参加資格の確認を経て落札者を決定する。

(くじによる落札者の決定)

- 第17条 落札とすべき同額の入札（前条第2項により落札者を決定する競争入札においては、同評価）が2以上あるときは、ただちに、当該入札に参加した者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 2 電子入札においては、電子くじ（入札者が入力した入札額の合計、入札時刻等の任意の数値を用いた演算式等により決定する方式をいう。次項において同じ。）により落札者を決定する。
- 3 第1項のくじにおいて、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- 4 第2項の電子くじにおいて、書面により入札書を持参し電子入札に参加する者がある場合は、入札執行者が入札額を電子入札システムに入力して行うことがある。

(再度入札)

- 第18条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、再度の入札を行う。
- 2 再度入札は、原則として初度入札の翌日とする。
- 3 再度入札を実施する場合は、初度入札に参加した者（最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格を下回らない入札をした者）に対し、再度入札を実施する旨を通知する。
- 4 初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、再度入札を行わない。
- (1) 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであって、初度入札において低価格入札があったとき
- (2) 再度入札に参加することができる者がいないとき
- 6 再度入札は1回限りとする。

(不調時の取扱い)

- 第19条 再度入札によってもなお、落札者がいないときは、再度入札に参加した者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結することがある。
- 2 再度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、前項の規定による随意契約の相手方となることができない。
- 3 前条の規定により再度入札を行わない場合の取り扱いについては、前2項の規定を準用する。この場合において、「再度入札」とあるのは「初度入札」と読み替えるものとする。

(入札結果等の通知)

- 第20条 落札者を決定したときは、その旨を当該落札者に対して口頭又は文書（電子入札

の場合は電子メール)にて通知する。

(契約書作成及び契約の確定)

第21条 契約書の作成は、次に掲げる区分に従い、当該各号に掲げるとおり行うものとする。

(1) 書面による契約書の場合 落札者が、契約書に記名押印のうえ、新潟市建設工事請負契約基準約款（又は新潟市設計業務等委託契約基準約款）、協定書及びその他契約に必要な書類を添付して、2通作成し、袋とじ（又は制本）にして市長へ提出する。

(2) 電磁的記録による契約書の場合 市長が、契約書（新潟市建設工事請負契約基準約款又は新潟市設計業務等委託契約基準約款、協定書及びその他契約に必要な書類を含む。）を作成し、落札者と契約書を交換する。

2 規則第31条第4項の規定により契約書に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成し、法令で定める措置を講じたときは、契約書又の作成及び交換を行ったものとみなす。

3 契約は、市長及び契約の相手方が契約書に記名押印したとき又は契約内容を記録した電磁的記録に法令で定める措置を講じたときに確定する。

(契約の締結)

第22条 落札者は、落札決定の日又は随意契約の相手方となったことを知った日の翌日から起算して10日以内落札決定の日又は随意契約の相手方となったことを知った日から、10日以内の間に、当該契約を締結しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合には、契約の締結を延期することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に記名押印した契約書を提出しないとき又は契約内容を記録した電磁的記録に法令で定める措置を講じないときは、当該契約を辞退したものとみなすことができる。

(契約保証金)

第23条 落札者は、規則の定めるところにより、契約書の案の提出と同時に、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供をしなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除される者については、この限りでない。

2 契約保証金は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）とする。

(市議会の議決を要する契約)

第24条 本契約が、新潟市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年新潟市条例第3号）第2条の規定により議会の議決に付さなければならない契約を締結しようとする場合には、議決を得たときに本契約として成立する旨を記載した仮契約書により、仮契約を締結するものとする。

(異議の申立)

第25条 入札者は、入札後、この心得、図面、設計図書、仕様書及び現場等についての不

明を理由として異議を申し立てることはできない。

2 仮契約の作成及び締結は、第21条及び第23条の規定を準用する。

附則

この心得は、平成26年3月17日から施行する。

附則

この心得は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。